

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年9月13日

奈良県監査委員 江 南 政 治
同 斎 藤 信一郎
同 西 川 均
同 亀 田 忠 彦

なお、監査執行者は次のとおりです。

| 監査委員 | 委員実地監査実施日 |
|-------|-----------------------|
| 江南政治 | 平成30年2月20日～平成30年8月21日 |
| 斎藤信一郎 | 平成30年2月20日～平成30年8月21日 |
| 粒谷友示 | 平成30年2月20日～平成30年7月3日 |
| 田中惟允 | 平成30年2月20日～平成30年7月3日 |
| 西川均 | 平成30年7月4日～平成30年8月21日 |
| 亀田忠彦 | 平成30年7月4日～平成30年8月21日 |

監 査 結 果 報 告 書

平成 30 監査年度 第 1 回

(平成 30 年 2 月～8 月定期監査)

(平成 30 年 8 月工事監査)

(平成 30 年 3 月～8 月財政的援助団体等監査)

平成 30 年 9 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1 定期監査 ----- | 1 |
| 1 監査の実施方針 ----- | 1 |
| 2 監査における重点事項 ----- | 1 |
| 3 委員実地監査実施日 ----- | 1 |
| 4 監査対象機関 ----- | 1 |
| 5 監査の結果 ----- | 3 |
| (1)部局別指摘事項等件数一覧 ----- | 3 |
| (2)指摘事項等の内容別 ----- | 5 |
| (3)所属別 ----- | 6 |
| ア 本庁 | |
| 知事公室 ----- | 7 |
| 総務部 ----- | 9 |
| 地域振興部 ----- | 11 |
| 観光局 ----- | 12 |
| 健康福祉部 ----- | 13 |
| こども・女性局 ----- | 14 |
| 医療政策部 ----- | 14 |
| くらし創造部 ----- | 16 |
| 景観・環境局 ----- | 17 |
| 産業・雇用振興部 ----- | 17 |
| 農林部 ----- | 18 |
| 県土・マネジメント部 ----- | 19 |
| まちづくり推進局 ----- | 21 |
| 会計局 ----- | 22 |
| 水道局 ----- | 23 |
| 議会事務局 ----- | 23 |
| 教育委員会 ----- | 23 |
| 行政委員会 ----- | 25 |
| 警察本部 ----- | 25 |
| イ 出先機関 | |
| 総務部 ----- | 26 |
| 地域振興部 ----- | 26 |
| 健康福祉部 ----- | 26 |
| こども・女性局 ----- | 27 |
| 医療政策部 ----- | 27 |
| くらし創造部 ----- | 27 |
| 産業・雇用振興部 ----- | 28 |
| 農林部 ----- | 28 |
| まちづくり推進局 ----- | 28 |

| | | |
|------------------------|-------|----|
| 教育委員会 | ----- | 29 |
| 警察本部 | ----- | 32 |
| 第2 工事監査 | ----- | 33 |
| 第3 財政的援助団体等監査 | ----- | 34 |
| 1 監査の実施方針 | ----- | 34 |
| 2 監査実施状況 | ----- | 34 |
| 3 監査の結果 | ----- | 34 |
| 指摘事項等件数 | ----- | 34 |
| 4 監査実施団体の概要及び監査の結果 | ----- | 35 |
| 奈良県土地開発公社 | ----- | 35 |
| 奈良県道路公社 | ----- | 37 |
| 公益財団法人奈良県人権センター | ----- | 39 |
| 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター | ----- | 41 |
| 奈良生駒高速鉄道株式会社 | ----- | 43 |
| 第32回国民文化祭奈良県実行委員会 | ----- | 45 |
| 第17回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 | ----- | 45 |

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成30監査年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

特定の事業者を指定して契約の相手方とする随意契約について

県の契約は競争入札によることが原則であり、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に定める場合にのみ行うことができる例外的なものである。

契約手続については、競争性、透明性及び公平性の確保を図ることが求められており、随意契約を行う場合には、これらのことについて、県民の理解が得られるよう説明できることが必要である。

とりわけ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約など、特定の事業者を指定し相手方とする契約については、競争性、透明性及び公平性の確保の観点から、特に慎重かつ厳正に行う必要がある。

そこで、特定の事業者を指定し相手方とする契約について、事業者の選定や契約金額の妥当性の検討は適切に行われているか等の着眼点により監査を実施する。

3 委員実地監査実施日

平成30年2月20日～同年8月21日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の149所属（本庁111所属、出先機関38所属）について実地に監査を執行した。なお、本監査結果は平成29年度の組織（平成30年度組織改正前）単位での報告とする。

| 所管部局 | 実地監査 | | 所管部局 | 実地監査 | |
|----------|------|------|-----------|------|------|
| | 本 庁 | 出先機関 | | 本 庁 | 出先機関 |
| 知事公室 | 8 | | 農林部 | 11 | 2 |
| 総務部 | 9 | 1 | 県土マネジメント部 | 11 | |
| 地域振興部 | 12 | 2 | まちづくり推進局 | 10 | 2 |
| 観光局 | 2 | | 会計局 | 1 | |
| 健康福祉部 | 8 | 5 | 水道局 | 1 | |
| こども・女性局 | 3 | 2 | 議会事務局 | 1 | |
| 医療政策部 | 7 | 1 | 教育委員会 | 11 | 16 |
| くらし創造部 | 5 | 1 | 行政委員会 | 1 | |
| 景観・環境局 | 3 | | 警察本部 | 1 | 4 |
| 産業・雇用振興部 | 6 | 2 | 合 計 | 111 | 38 |

※ 実地監査　監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

| | 指摘事項 | | | | | | | 注意事項 | | | | | | | 意見事項 | | | | | | | 合 計 | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|------------------|--------|--------|--------|------------------|--------|--------|------------------|----|---|
| | 収 入 | 支 出 | 契 約 | 補 助 | 財 金 | 物 産 | 公 用 | 予 算 執 行 | 収 入 | 支 出 | 契 約 | 工 事 | 補 助 | 物 品 | 公 車 | 執 行 体 制 | 収 入 | 支 出 | 契 約 | 工 事 | 補 助 | 物 品 | 執 行 体 制 | | |
| | 支 出 | 契 約 | 補 助 | 財 金 | 物 産 | 公 用 | | 支 出 | 契 約 | 工 事 | 補 助 | 物 品 | 公 車 | 執 行 体 制 | 支 出 | 契 約 | 工 事 | 補 助 | 物 品 | 執 行 体 制 | | | | | |
| 知事公室 | | | 1 | 2 | 1 | | | | 2 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | 8 | | |
| 総務部 | 1 | 1 | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 7 | |
| 地域振興部 | 2 | | | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | 2 | | | | | | | | 10 | |
| 観光局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 健康福祉部 | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | 1 | | | | | 3 | |
| こども・女性局 | 1 | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | 3 | |
| 医療政策部 | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 2 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | 8 | |
| くらし創造部 | | 1 | 1 | 1 | | | | | 1 | 4 | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | 11 | |
| 景観・環境局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 産業・雇用振興部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 農林部 | 1 | | | | | | | | 1 | | 3 | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 県土マネジメント部 | | | | | 1 | | | | | 1 | 2 | | 1 | | | | | | | | | | | 5 | |
| まちづくり推進局 | | | 1 | | | | | | 3 | 2 | | | 2 | | | | | | | | | 1 | | 9 | |
| 会計局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | |
| 水道局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 議会事務局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 教育委員会 | 2 | 4 | | 2 | | | | | 1 | 2 | 8 | | | | | | | | 1 | | | | | 20 | |
| 行政委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 警察本部 | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | 2 | 1 | | | | | 1 | 6 | |
| 小計 | 5 | 4 | 8 | 3 | 5 | 1 | 1 | 1 | 6 | 23 | 12 | 1 | 6 | 3 | 2 | 7 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 97 | |
| 合計 | | | | | 27 | | | | | | 61 | | | | | | | | 9 | | | | | 97 | |

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(27件)

| 項目 | 内 容 | | 件数 | 対象所属 |
|-----|----------|------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| 収入 | 収入の調定 | 調定事務の遅延について | 2 | 管財課、美術館 |
| | 収入事務 | つり銭用現金保管簿の不備について | 1 | 美術館 |
| | 未収金 | 債権管理簿の不備について 貸付金に係る不十分な債権管理について | 1 1 | こども家庭課 担い手・農地マネジメント課 |
| 支出 | 支出命令 | 資金前渡に係る不適切な事務処理について | 1 | 消費・生活安全課 |
| | 給与・手当 | 通勤手当の認定の誤りについて | 2 | 桜井高等学校、奈良養護学校 |
| | その他 | 郵便切手の過大な保有について | 1 | 医療政策部企画管理室 |
| 契約 | 入札手続 | 予定価格の算定誤りについて | 1 | 税務課 |
| | 契約書 | 契約書の作成及び支出負担行為の遅延について | 5 | 消防救急課、学校支援課、馬見丘陵公園館、榛生昇陽高等学校、明日香養護学校 |
| | | 契約保証金の受入事務の遅延について | 1 | 病院マネジメント課 |
| | | 支出負担行為の遅延について | 1 | 教育振興大綱推進課 |
| 補助金 | 交付事務 | 負担金の交付決定及び支出負担行為の遅延について | 1 | 防災統括室 |
| | | 補助金の交付決定の遅延及び変更承認申請の不備について | 1 | 消防救急課 |
| | | 補助金の変更手続の遅延について | 1 | スポーツ振興課 |
| 財産 | 財産管理 | 公有財産台帳への登録漏れについて | 2 | 防災統括室、うだ・アニマルパーク振興室 |
| | | 公有財産取得に係る不適切な事務処理について | 1 | 文化財保存課 |
| | その他 | 県有財産の使用料に係る条例の適用誤りによる過徴収等について | 1 | 樺原公園 |
| | | 行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収漏れについて | 1 | 五條高等学校 |
| 物品 | 物品の取得、処分 | タクシー乗車券の不適切な管理について | 1 | 道路管理課 |
| 公用車 | 公用車 | 公用車の使用中の事故による損傷について | 1 | 警察本部 |

(イ) 注意事項(61件)

| 項目 | 内 容 | | 件数 | 対象所属 |
|------|--------|--|----|---------------------------------|
| 予算執行 | 予算措置 | 予算の不適切な執行管理について | 1 | ろう学校 |
| 収入 | 収入事務 | 収入証紙収納簿の記載誤りについて | 3 | 医師・看護師確保対策室、農村振興課、高田こども家庭相談センター |
| | | 収入証紙貼付け委託受付簿に記録していなかったことについて | 2 | 消費・生活安全課、生駒高等学校 |
| | | 奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するための振替通知書の金額の誤りについて | 1 | 教職員課 |
| 支出 | 支出負担行為 | 不適切な契約事務について | 1 | 美術館 |

| 項目 | | 内 容 | 件数 | 対象所属 |
|------|----------|-------------------------------|----|---|
| 支出 | 支出命令 | 旅費の過払について | 1 | 秘書課 |
| | | 資金前渡に係る不適切な事務処理について | 2 | くらし創造部企画管理室、生駒高等学校 |
| | | 前渡資金の目的外使用について | 1 | 権原公苑 |
| | | 委託業務完了前の支払について | 1 | 権原公苑 |
| | | 公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について | 2 | 消防救急課、馬見丘陵公園館 |
| | | 手話通訳派遣料の誤払について | 1 | 添上高等学校 |
| | | 特別支援学校児童生徒就学奨励費の誤払について | 1 | ろう学校 |
| | 給与・手当 | 住居手当の認定の誤りについて | 1 | 添上高等学校 |
| | | 通勤手当の認定の誤りについて | 1 | ろう学校 |
| | その他 | ファクシミリ用回線の開設に係る不適切な事務処理について | 1 | 管財課 |
| | | 前渡資金の交付の遅延について | 1 | 県営住宅管理事務所 |
| | | 郵便切手の過大な保有について | 8 | 財政課、保健予防課、薬務課、消費・生活安全課、道路環境課、住まいまちづくり課、学校支援課、教職員課 |
| | | 郵便切手等交付簿の検査漏れについて | 1 | 五條高等学校 |
| 契約 | 契約書 | 契約書の作成及び支出負担行為の遅延について | 2 | 文化資源活用課、ならの木ブランド課 |
| | | 委託契約書の内容の不備について | 1 | 女性活躍推進課 |
| | 契約保証金 | 契約保証金の受入事務の遅延について | 2 | 広報広聴課、保健予防課 |
| | | 契約保証金免除に係る不適切な事務処理について | 6 | 森林整備課、道路建設課、道路管理課、奈良公園室、住まいまちづくり課、警察本部 |
| | 契約変更 | 設計変更手続に係る不適切な事務処理について | 1 | 新たな森林管理体制準備室 |
| 工事 | 工事の執行 | 修繕業務契約の履行確認の不備について | 1 | うだ・アニマルパーク振興室 |
| 補助金 | 交付事務 | 負担金の交付決定及び支出負担行為の遅延について | 1 | 奥大和移住・交流推進室 |
| | | 実行委員会負担金に係る実績報告書の不十分な審査について | 1 | 文化振興課 |
| | | 補助金の変更承認申請に係る不適切な事務処理について | 1 | 地域包括ケア推進室 |
| | | 補助金の交付に係る不適切な事務処理について | 2 | 健康づくり推進課、保健予防課 |
| | | 補助金に係る交付申請書及び実績報告書の不十分な審査について | 1 | 人権施策課 |
| 物品 | 物品の取得、処分 | 自動車の使用承認及び使用報告の確認の不備について | 2 | 地域デザイン推進課、県営住宅管理事務所 |
| | | タクシー乗車券の不適切な管理について | 1 | 県土マネジメント部企画管理室 |
| 公用車 | 公用車 | 公用車の使用中の事故による損傷について | 2 | 奈良西警察署、香芝警察署 |
| 執行体制 | 内部統制 | 内部統制の強化・充実について | 7 | 消防救急課、保健予防課、権原考古学研究所、権原公苑、添上高等学校、美術館、警察本部 |

(ウ)意見事項(9件)

| 項目 | | 内 容 | 件数 | 対象所属 |
|------|----------|----------------------------------|----|-------|
| 収入 | 未収金 | 未収金対策について | 1 | 行政経営課 |
| | | 県税に係る未収金対策について | 1 | 税務課 |
| 支出 | 支出命令 | 指定管理業務委託に係る委託料の支払時期等について | | 1 |
| 契約 | 入札手続 | 機械による警備業務委託の競争性及び透明性の確保について | | 1 |
| 工事 | 工事の執行 | 歴史的風土保存買入地景観管理事業におけるかご枠の補修工事について | | 1 |
| 補助金 | 交付事務 | 実行委員会負担金に係る精算について | | 2 |
| 物品 | 物品の取得、処分 | 公用車の定期点検整備の未実施について | | 1 |
| 執行体制 | 執行体制 | 警察学校の給食食材費の取扱いについて | | 1 |

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3) 所属別

(ア)本庁

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|------|-------|---------------|---|
| 知事公室 | 秘書課 | 平成30年 8月8日 | 旅費の過払について 出張旅費について、自宅宿泊の場合は宿泊料を支給しないこととされているが、誤って宿泊料を支給していた事例が認められた。 今後は、旅費に関する条例等の規定に基づき適正な事務処理に努められたい。 (注意事項) |
| | 広報広聴課 | 平成30年 8月8日 | 契約保証金の受入事務の遅延について 業務委託について、契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められた。 今後は、関係法令等に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) |
| | 政策推進課 | 平成30年 8月8日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 統計課 | 平成30年 8月8日 | 同 上 |
| | 国際課 | 平成30年 8月8日 | 同 上 |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|-------|----------------|--|
| | 防災統括室 | 平成30年 7月24日 | <p>負担金の交付決定及び支出負担行為の遅延について 平成29年度の奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会負担金について、7か月遅延して交付決定を行っていた。また、これに係る支出負担行為が7か月遅延していた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公有財産台帳への登録漏れについて 財産の異動があった土地2件、建物5件及び工作物2件について、その内容を公有財産台帳に登録していなかった。 そのため、議会の決算認定に付する際に提出することとなっている財産に関する調書に、平成28年度中に異動のあった土地1件、建物3件の内容が登録されないままとなっていた。 今後は、内部のチェック体制の充実を図るとともに、奈良県公有財産規則及び奈良県会計規則に基づき適切な事務執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |
| | 消防救急課 | 平成30年 7月24日 | <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支払について適正に処理されたい。 (注意事項)</p> <p>補助金の交付決定の遅延及び変更承認申請の不備について 平成28年度消防力強化支援事業補助金について、補助対象事業の着手後に支出負担行為及び交付決定を行っている事例が複数認められた。また、変更承認の必要が生じたが、補助事業者に対し変更承認申請書の提出を指導しておらず、変更承認申請書の提出を受けないまま実績報告書を受理し、額の確定を行っている事例が認められた。 今後は、適時に交付決定を行うとともに、事業の変更が生じたときは奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託について、業務着手後、9か月以上遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|---------------|------------|---|
| | | | <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> |
| | 安全・安心まちづくり推進課 | 平成30年7月24日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 総務部 | 総務課 | 平成30年7月25日 | 同 上 |
| | 行政経営課 | 平成30年7月25日 | <p>未収金対策について 未収金対策の取組について、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うとともに、平成25年度の行政監査（税外未収金等に係る債権管理について）の結果を踏まえ、平成28年度には「税外債権管理マニュアル（債権整理編）」の作成を行った。平成29年度には「支払督促申立の手引き」を作成し、研修を実施するなど所管課の債権回収を支援する取組がなされている。 しかし、直近の決算でみると、税外未収金の残高は平成28年度末において総額で42億3,152万円と多額であり、中小企業高度化資金貸付金、中央卸売市場使用料等で減少している一方で、修学支援奨学金貸付金等で増加している。 未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれたい。 (意見事項)</p> |
| | ファシリティマネジメント室 | 平成30年7月25日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 人事課 | 平成30年7月25日 | 同 上 |
| | 総務厚生センター | 平成30年7月25日 | 同 上 |
| | 財政課 | 平成30年7月25日 | <p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|-----|----------------|---|
| | 税務課 | 平成30年 7月25日 | <p>県税に係る未収金対策について 県税収入について、各県税事務所における様々な取組により、平成29年度の徴収率は平成28年度に比べ0.4ポイント上昇し97.8%となる見込みであり、収入未済額の縮減についても着実な改善が認められる。 しかし、未だ平成29年度末見込みで約25億2,548万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にあるため、今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見事項)</p> <p>予定価格の算定誤りについて 貸貸借業務の一般競争入札に当たり、予定価格が過大に算定されている事例が認められた。 今後は、予定価格の算定金額の確認を徹底し、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |
| | 管財課 | 平成30年 7月25日 | <p>調定事務の遅延について 県庁舎使用料について、調定手続が調定すべき日から3か月以上遅延していた事例が多数認められた。 今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>ファクシミリ用回線の開設に係る不適切な事務処理について ファクシミリ用回線の再開手続について、ファクシミリを新設する課が行うべき事務であるのに、管財課が誤って事務処理を行っていた事例が認められた。また、回線使用料についても使用する課が支出るべきであるのに、管財課が誤って支出していた。そして、当該ファクシミリ用回線は、ファクシミリが配備されないこととなつことから使用されず、結果として4か月間の回線使用料の支出は無駄な支出となっていた。 管財課内及び関係各課（室）に対し、ファクシミリ新設時の事務処理について周知し、新設する課が適切に事務処理を行っていれば防げた事例であることから、今後は、ファクシミリ新設時の事務処理及び支出に関する分担等について周知徹底されたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 | |
|-------|---------------|---------------------|--|---|
| | | | 公用車の定期点検整備の未実施について 公用車の定期点検整備が未実施となっていた公用車が平成 29 年度において本庁で 5 台、出先機関で 96 台認められた。 定期点検整備が未実施となっていた原因は主として、公用車保有課（室）の失念等によるものであるが、自動車の定期点検整備は道路運送車両法により実施が義務づけられており、また、定期点検整備未実施による整備不足に起因した事故の発生のおそれも危惧される。 公用車の管理を所掌する管財課は、これまで数回にわたり公用車保有課（室）に対して、定期点検整備の実施に関する周知を行っている。また、毎年、公用車保有課（室）からの定期点検整備の実施状況の報告を受けているが、状況の把握にとどまっている。 今後、管財課において、定期点検整備未実施の公用車保有課（室）に対し、公用車の適正な管理について万全の措置を講ずるよう指導されたい。 (意見事項) | |
| | 情報システム課 | 平成 30 年 7 月 25 日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 | |
| 地域振興部 | 企画管理室 | 平成 30 年 6 月 7 日 | 同 | 上 |
| | 国際芸術家村整備推進室 | 平成 30 年 6 月 7 日 | 同 | 上 |
| | 市町村振興課 | 平成 30 年 6 月 4 日 | 同 | 上 |
| | 南部東部振興課 | 平成 30 年 7 月 19 日 | 同 | 上 |
| | 奥大和移住・交流推進室 | 平成 30 年 7 月 19 日 | 負担金の交付決定及び支出負担行為の遅延について 平成 29 年度の近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金の交付について、事業の開始時期から約 3 か月遅延して交付決定を行っていた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき、事業の開始までに交付決定を行うよう適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) | |
| | うだ・アニマルパーク振興室 | 平成 30 年 7 月 19 日 | 修繕業務契約の履行確認の不備について 焼却炉等機器定期点検等整備委託結果に伴う修繕業務契約について、仕様書に基づく必要な書類である施工計画書及び部品図、作業日報、監督職員との協議記録を提出させていなかった。 今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、適正な監督、検査に努められたい。 (注意事項) | |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----------------|---------------|----------------|--|
| | | | <p>公有財産台帳への登録漏れについて 売却により処分した土地について、公有財産台帳に登録されていない事例が1件認められた。そのため、議会の決算認定に付する際に提出することとなっている財産に関する調書に、平成28年度中に異動のあった内容が登録されないままとなっていた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に公有財産台帳に登録すべきである。 (指摘事項)</p> |
| 地域政策課 | 平成30年 6月7日 | | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| エネルギー政策課 | 平成30年 6月4日 | | 同 上 |
| 文化振興課 | 平成30年 6月7日 | | <p>実行委員会負担金に係る実績報告書の不十分な審査について ムジークフェストなら2015に対するムジークフェストなら実行委員会負担金の実績報告書について、事業費の計上漏れにより事業費の額及び次年度繰越金の額の誤りがあったにもかかわらず、当該実績報告書をもとに額の確定を行っていた。 なお、ムジークフェストなら2016の実績報告書では、前年度繰越金として、ムジークフェストなら2015の実績報告書の上記の誤った次年度繰越金の額と同額ではなく、正しい額が計上されていた。 結果として平成27、28両年度の同負担金の額に影響は生じなかったものの、今後は、実績報告書の審査に当たり、同負担金の対象となる事業費の額等について十分確認した上で額の確定を行うとともに、適正な会計事務処理について実行委員会に対する指導を徹底されたい。 (注意事項)</p> |
| 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 | 平成30年 6月7日 | | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 文化資源活用課 | 平成30年 6月7日 | | <p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託について、業務着手後、遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| 教育振興課 | 平成30年 6月4日 | | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 観光局 | ならの観光力向上課 | 平成30年 5月11日 | 同 上 |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-------|------------|------------|--|
| | 観光プロモーション課 | 平成30年5月11日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 健康福祉部 | 企画管理室 | 平成30年7月23日 | 同 上 |
| | 地域福祉課 | 平成30年7月17日 | 同 上 |
| | 監査指導室 | 平成30年7月17日 | 同 上 |
| | 障害福祉課 | 平成30年7月17日 | <p>指定管理業務委託に係る委託料の支払時期等について 平成29年度の障害者総合支援センター・福祉パーク指定管理委託業務について、基本協定書に基づき、指定管理者である奈良県社会福祉事業団に対し、当該年度分の委託料の全額を6月に前金払していた。</p> <p>同委託業務の平成28年度実績報告書によると、事業活動支出の大半が人件費であり、年度当初に支払が集中する経費でないと考えられることから、委託料の適切な支払時期等について検討されたい。 (意見事項)</p> |
| | 長寿社会課 | 平成30年7月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 地域包括ケア推進室 | 平成30年7月17日 | <p>補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて 平成28年度生活支援体制整備事業促進補助金の交付について、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業の進捗状況を確認していなかったため、当該事実を把握しておらず、変更の承認手続を行っていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者の指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 保険指導課 | 平成30年7月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 健康づくり推進課 | 平成30年7月17日 | <p>補助金の交付に係る不適切な事務処理について 平成28年度がん検診勧奨・再勧奨支援事業補助金の交付事務について、交付の決定前に実施した事業に対して補助金を交付している事例が認められた。また、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業の進捗状況を確認していなかったため、当該事実を把握しておらず、年度末に変更承認申請書を受理し、変更承認を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|---------|-------------|----------------|---|
| こども・女性局 | 女性活躍推進課 | 平成30年 5月11日 | <p>委託契約書の内容の不備について</p> <p>公募型プロポーザルで事業者を決定した委託契約について、プロポーザル実施後に事業者と合意した業務内容を仕様書に反映せずに、プロポーザルの公告時の仕様書のままで委託契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>委託業務は、合意された業務内容が実施されているものの、契約書に添付する仕様書は業務の指示書であり、その内容は正確を期さなければならないことから、今後は適正な契約事務を行われたい。 (注意事項)</p> |
| | 子育て支援課 | 平成30年 5月11日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | こども家庭課 | 平成30年 5月11日 | <p>債権管理簿の不備について</p> <p>こども家庭課が所管する児童措置費負担金に係る未収金の債権管理事務について、当該未収金の債権に係る督促、催告、分割納付、不納欠損等の事務は、当該事務ごとに文書管理されているものの、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針により整備することとされている債権管理簿が整備されていなかった。</p> <p>債権管理簿に記載する債権に関する記録は、債権管理の最も基本的な事項であり、法的措置等を行う際にも重要な資料となることから、債権に係る納付指導などの情報を中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センターと共有するとともに、債権管理簿を整備し、債権ごとに適切な管理を行うべきである。 (指摘事項)</p> |
| 医療政策部 | 企画管理室 | 平成30年 7月23日 | <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額の切手を保有していた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最少限にとどめるなど、効率的な予算執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |
| | 地域医療連携課 | 平成30年 7月23日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 医師・看護師確保対策室 | 平成30年 7月23日 | <p>収入証紙収納簿の記載誤りについて</p> <p>証紙収入について、交付手数料を除き、申請書を受理した日に消印を行い、消印日を証紙収納簿に収納月日として記載することと定められているが、証明事務手数料について、証明書交付日を証紙収納簿に収納月日として記載していた。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|--------------|----------------|--|
| | 病院マネジメント課 | 平成30年 7月23日 | <p>契約保証金の受入事務の遅延について 奈良県総合医療センター建替整備事業嘱託登記業務委託について、契約保証金の受入れが契約日から約8か月遅延していた。 今後は、関係法令等に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |
| | 新総合医療センター建設室 | 平成30年 7月23日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> |
| | 保健予防課 | 平成30年 7月23日 | <p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>補助金の交付に係る不適切な事務処理について 平成29年度の結核予防費（健康診断）県費補助金について、交付の決定前に実施されていた事業に対して補助金を交付している事例が認められた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>契約保証金の受入事務の遅延について 平成29年度夜間休日移送体制事業委託について、契約保証金の受入れが遅延していた。 今後は、関係法令等に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> |
| | 薬務課 | 平成30年 7月23日 | <p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-------------|-------|----------------|---|
| くらし創造部 | 企画管理室 | 平成30年 5月22日 | <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>交際費の資金前渡について、資金前渡職員の異動の際に、支出命令者は、引き継がせる必要性が特にない前渡資金の残金を後任者に引き継がせていた。</p> <p>また、異動の際に、前任者は、支出命令者に対し精算手続を行わなければならないのに、当該手続を行っていなかった。</p> <p>さらに、後任者が前渡資金の残金の引継ぎ後の支払、精算及び返納を行うべきであるのに、前任者の名義で行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p> |
| 青少年・社会活動推進課 | | 平成30年 5月22日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| スポーツ振興課 | | 平成30年 5月22日 | <p>実行委員会負担金に係る精算について</p> <p>平成28年度の市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会負担金の実績報告書について、市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会は、収支決算の収支差額を翌年度に繰り越し、繰越額も前年度と比べて増加していた。そして、この実績報告書を審査したスポーツ振興課は、その収支決算に基づいて額の確定を行っていた。</p> <p>今後は、県予算の会計年度独立の原則の趣旨等を踏まえ、同負担金の対象事業、負担割合等を明確にするとともに、実績報告書の受理に際しては、同実行委員会に対し、厳正な審査及び指導を行われたい。 (意見事項)</p> <p>補助金の変更手続の遅延について</p> <p>平成28年度の国民体育大会派遣事業補助金の増額に伴う変更手続について、変更の支出負担行為及び変更交付決定を、当該事業の変更事由が発生したとする日から7か月以上遅延して、実質的には補助対象事業の終了後に行っていた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき、補助金交付事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |
| 人権施策課 | | 平成30年 5月22日 | <p>補助金に係る交付申請書及び実績報告書の不十分な審査について</p> <p>平成28年度の隣保館運営等事業補助金に係る交付事務手続について、補助事業者が交付申請書に添付すべき書類が不足していたり、記載内容の誤った書類が実績報告書に添付されていたりなどしているのに、これらに基づいて交付決定及び額の確定を行っていた事例が多数認められた。</p> <p>本件については、結果として補助対象事業の実施や補助金の額に影響は生じなかったものの、今後は、必要な書類を補助事業者から徴し、それらの書類の内容を精査するなどして、十分な審査を行うよう努められたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|----------|----------|------------|--|
| | 消費・生活安全課 | 平成30年5月22日 | <p>収入証紙貼付け委託受付簿に記録していなかったことについて 消費・生活安全課は、申請者から収入証紙に係る貼付けを受託していたが、収入証紙貼付け委託受付簿に必要事項を全く記録していなかった。 今後は、奈良県収入証紙条例施行規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について 電話代の資金前渡について、資金前渡職員は、自動口座振替ができなかつたため、別途支払つたことにより不要となつた前渡資金を返納期限までに返納していなかつた。その後、異動となつた際にも返納しないまま後任の資金前渡職員に引き継いでいた。 後任の資金前渡職員は、引継ぎ後速やかに返納すべきであったのに8か月以上返納していなかつた。 また、所属長は資金前渡職員に対する月例検査を適切に行っておらず、当該前渡資金を早期に返納するよう命じていなかつた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)</p> <p>郵便切手の過大な保有について 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となつてゐた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| 景観・環境局 | 環境政策課 | 平成30年5月9日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 廃棄物対策課 | 平成30年5月9日 | 同 上 |
| | 景観・自然環境課 | 平成30年5月9日 | <p>歴史的風土保存買入地景観管理事業におけるかご枠の補修工事について 歴史的風土保存買入地景観管理事業について、過年度に設置したかご枠の一部が変状したため、かご枠の補修工事を行つてゐるが、かご枠設置時の事前調査、設計及び設置時の対応状況によつては、回避できた可能性が思料される。 今後、かご枠の設計に当たつては、資材の特性等の諸条件を十分に検討し、調査、設計及び施工に努められたい。 (意見事項)</p> |
| 産業・雇用振興部 | 企画管理室 | 平成30年5月31日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|---------------|----------------|--|
| | 地域産業課 | 平成30年 5月31日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 産業政策課 | 平成30年 5月31日 | 同 上 |
| | 産業振興総合センター | 平成30年 4月26日 | 同 上 |
| | 企業立地推進課 | 平成30年 5月31日 | 同 上 |
| | 雇用政策課 | 平成30年 5月31日 | 同 上 |
| 農林部 | 企画管理室 | 平成30年 8月10日 | 同 上 |
| | マーケティング課 | 平成30年 8月9日 | 同 上 |
| | 農業水産振興課 | 平成30年 8月9日 | 同 上 |
| | 農業経済課 | 平成30年 8月9日 | 同 上 |
| | 畜産課 | 平成30年 8月9日 | 同 上 |
| | 担い手・農地マネジメント課 | 平成30年 8月9日 | 貸付金に係る不十分な債権管理について 農業改良資金貸付金の未収金に係る債権管理事務について、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針に規定されている納付交渉や財産調査の手続を平成25年6月以降実施していなかった事例が認められた。 今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項) |
| | 農村振興課 | 平成30年 8月10日 | 収入証紙収納簿の記載誤りについて 証紙収入について、交付手数料を除き、申請書を受理した日に消印を行い、消印日を証紙収納簿に収納月日として記載することと定められているが、証明事務手数料について、証明書交付日を証紙収納簿に収納月日として記載していた。 今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----------|--------------|----------------|---|
| | 林業振興課 | 平成30年 8月10日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 新たな森林管理体制準備室 | 平成30年 8月10日 | 設計変更手続に係る不適切な事務処理について 工事請負契約について、設計変更を行う時は受注者と協議し、発注者と受注者とが変更内容について合意したことを示す設計変更協議書を取り交わすこととなっているが、取り交わしていない事例が認められた。 今後は、工事請負契約書等に基づき、設計変更手続事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項) |
| | 奈良の木ブランド課 | 平成30年 8月10日 | 契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託について、業務着手後、遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項) |
| | 森林整備課 | 平成30年 8月10日 | 契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 工事請負契約に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に、契約保証金を免除し工事請負契約を締結している事例が認められた。今後は奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) |
| 県土マネジメント部 | 企画管理室 | 平成30年 8月2日 | タクシー乗車券の不適切な管理について タクシー乗車券の使用に当たって、乗車券取扱責任者は、乗車券交付の際、交付簿等に交付年月日、券使用者名及び使用目的を記入することとされており、また、券使用者は未使用の場合、当該乗車券を取扱責任者に速やかに返還することとされているのに、タクシー乗車券1枚分について、交付簿等に上記の事項の記入がなく、また、当該タクシー券は未使用であるのに返還されていなかつた。 今後は、関係通知に基づき、適正な管理に努められたい。 (注意事項) |
| | 建設業・契約管理課 | 平成30年 8月1日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 用地対策課 | 平成30年 8月1日 | 同 上 |
| | 技術管理課 | 平成30年 8月1日 | 同 上 |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|----------|---------------|--|
| | 道路建設課 | 平成30年 8月2日 | <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 工事請負契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した保険会社との工事履行保証契約の締結日よりも前に、契約保証金を免除し工事請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 道路環境課 | 平成30年 8月1日 | <p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 道路管理課 | 平成30年 8月1日 | <p>タクシー乗車券の不適切な管理について タクシー乗車券の取扱いについて、前回の監査での指導を受け、年度当初に全課員にタクシー乗車券を交付していたことを改め、平成29年度からは必要な都度交付し、未使用の場合には返還させることとしていた。しかし、タクシー乗車券1枚について、タクシー乗車券の交付簿等に交付年月日等の記入がなかったため、その交付及び使用の確認ができず、所在が不明となっていた事例が認められた。 今後は、関係通知に基づき、タクシー乗車券の交付の際には、タクシー乗車券の交付簿等に交付年月日、券使用者名及び使用目的を明記し、適正な管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 業務委託契約に係る契約保証金について、受注者が委託した保険会社との工事履行保証契約の締結日よりも前に、契約保証金を免除し業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 地域交通課 | 平成30年 8月1日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 河川課 | 平成30年 8月2日 | 同 上 |
| | 砂防・災害対策課 | 平成30年 8月2日 | 同 上 |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|----------|------------------|----------------|---|
| | 下水道課 | 平成30年 8月2日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| まちづくり推進局 | 地域デザイン推進課 | 平成30年 7月26日 | <p>自動車の使用承認及び使用報告の確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているのに、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 都市計画室 | 平成30年 7月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 大宮通り新ホテル・交流拠点事業室 | 平成30年 7月26日 | 同 上 |
| | 公園緑地課 | 平成30年 7月26日 | 同 上 |
| | 奈良公園室 | 平成30年 7月26日 | <p>実行委員会負担金に係る精算について 平成28年度の若草山焼き行事実行委員会負担金の実績報告書について、若草山焼き行事実行委員会は、収支決算の収支差額を翌年度に繰り越し、繰越額も前年度と比べて増加していた。そして、この実績報告書を審査した奈良公園室は、その収支決算に基づいて額の確定を行っていた。 今後は、県予算の会計年度独立の原則の趣旨等を踏まえ、同負担金の対象事業、負担割合等を明確にするとともに、実績報告書の受理に際しては、実行委員会に対し、厳正な審査及び指導を行わみたい。 また、当該負担金の交付事務を担当する職員が、負担金の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局長及び事務局員を兼務しており、このような場合、一般論として、客観性が必ずしも確保されないことから、負担金の適切な審査のためには十分といえない面がある。 今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を検討されたい。 (意見事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 工事請負契約及び業務委託契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した保険会社との工事履行保証契約、又は保険会社と受注者との履行保証保険契約の締結日よりも前に、契約保証金を免除し工事請負契約及び業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|-------------|----------------|--|
| | 平城宮跡事業推進室 | 平成30年 7月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 住まいまちづくり課 | 平成30年 7月26日 | <p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 業務委託契約に係る契約保証金について、保険会社と受注者との履行保証保険契約の締結日よりも前に、契約保証金を免除し業務委託契約を締結している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| | 建築課 | 平成30年 7月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 営繕課 | 平成30年 7月26日 | 同 上 |
| | 営繕プロジェクト推進室 | 平成30年 7月26日 | 同 上 |
| 会計局 | 会計局 | 平成30年 8月7日 | <p>機械による警備業務委託の競争性及び透明性の確保について 平成29年度の機械による警備業務委託契約について、定期の財務監査において、警備機械の設置業者であることを理由に、入札等を実施せず、当該業者を指定して契約の相手方とする単年度の単独随意契約を継続して締結している事例が25件認められた。 機械による警備業務委託契約については、長期継続契約が可能とされており、会計局において、平成29年5月に、競争性や透明性を確保する必要に鑑み警備機械の本体部分を交換する必要が生じた時点で入札等を実施するよう各課長等に通知したところである。 しかし、警備機械は長期にわたり使用が可能であることに加え、設置業者の判断で必要なときに随時に機械の更新が行われるなど、警備機械の本体部分の交換が必要となる時期を発注者側で判断することは困難なことから、今後も引き続き、入札等を実施することなく単年度の単独随意契約を締結する状態が継続するおそれがあると考えられる。</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-------|-----------|----------------|---|
| | | | 今後は、機械による警備業務委託契約について、競争性及び透明性の確保を図るため、同一業者との随意契約の通算年数には一定の限度を設けるなど、長期継続契約の締結を促進するよう指導を徹底されたい。 (意見事項) |
| 水道局 | 水道局 | 平成30年 8月7日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 議会事務局 | 議会事務局 | 平成30年 8月7日 | 同 上 |
| 教育委員会 | 企画管理室 | 平成30年 8月20日 | 同 上 |
| | 教育振興大綱推進課 | 平成30年 8月20日 | 支出負担行為の遅延について 業務委託について、業務着手後約10か月遅延して支出負担行為を行っている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項) |
| | 福利課 | 平成30年 8月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 学校支援課 | 平成30年 8月16日 | 郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、工事請負契約及び業務委託契約について、工事完了後又は業務着手後大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項) |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|----------|------------|--|
| | 教職員課 | 平成30年8月20日 | <p>奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するための振替通知書等の金額の誤りについて</p> <p>教育職員免許状の授与証明手数料に係る消印した証紙について、証紙収納実績報告書により、件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、平成30年1月分から3月分までの金額を誤って報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために会計局に提出する振替通知書でも金額を誤って通知していた事例が認められた。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料への振替額が、500円少なくなっていて、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p> <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 学校教育課 | 平成30年8月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 生徒指導支援室 | 平成30年8月16日 | 同 上 |
| | 人権・地域教育課 | 平成30年8月16日 | 同 上 |
| | 保健体育課 | 平成30年8月16日 | 同 上 |
| | 文化財保存課 | 平成30年8月17日 | <p>公有財産取得に係る不適切な事務処理について</p> <p>平成28年度に締結した土地購入に係る売買契約について、年度内に不動産登記の手続が完了しなかったにもかかわらず、当該年度の予算から代金を支払っていた事例が認められた。また、平成28年度の売買契約により引渡しを受けた土地を公有財産台帳に登録していない事例が2件認められた。そのため、議会の決算認定に付する際に提出することとなっている財産に関する調書に、登録されないままとなっていた。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則に基づき、適正な予算執行を行うとともに、土地を取得した場合は適時に公有財産台帳に登録するなど奈良県公有財産規則及び奈良県会計規則に基づき、適切な事務執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-------|----------|------------|---|
| | 文化財保存事務所 | 平成30年8月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 行政委員会 | 監査委員事務局 | 平成30年8月7日 | 同上 |
| 警察本部 | 県警本部 | 平成30年7月31日 | <p>警察学校の給食食材費の取扱いについて</p> <p>警察学校の給食は業務委託契約により行われており、警察学校は、警察学校の入校生が負担する給食材料費について、公務の一環として、月ごとに各入校生から収納し、委託業者に一括して支払っているが、警察学校の公金口座以外の警察学校担当職員名義の口座で保管されており、歳計現金、歳入歳出外現金に該当する資金ではないものとして取り扱っている。また、給食食材費の平成29年度の収納額は計2,000万円を超過しており、多額となっている。</p> <p>しかし、その出納、保管、記録、報告、チェック等の手続、会計処理を担当する職員の範囲、義務及び責任等の給食食材費の会計処理のルールが明確ではなく、公務の一環として多額の資金を取り扱うのに必要となる、取扱いの適正性を確保するための内部統制の体制が整備されていない状況となっている。</p> <p>給食食材費について、内部統制を十分機能させて、公務としての適正性を確保することができるよう、取扱いのあり方を検討されたい。 (意見事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した保険会社との工事履行保証契約の締結日よりも前に、契約保証金を免除し工事請負契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(過失割合が一定以上のもの等)が認められた。</p> <p>公用車の使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> |

(イ)出先機関

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-------|----------|----------------|---|
| 総務部 | 自治研修所 | 平成30年 3月20日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 地域振興部 | 樺原考古学研究所 | 平成30年 3月22日 | <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について指摘をついたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> |
| | 美術館 | 平成30年 6月7日 | <p>つり銭用現金保管簿の不備について つり銭用現金の管理に当たり、出納員等が備えるべきつり銭用現金保管簿が作成されていなかった。 今後は、奈良県会計規則及び通知に基づき、つり銭用現金保管簿を作成し、適正なつり銭用現金の管理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>調定事務の遅延について 平成27年度に美術館が販売した、「ぐるっとバス関西」の販売料について、調定が遅延したことから、収納が1年以上遅延していた事例が認められた。 今後は、複数でのチェック体制を強化するとともに、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>不適切な契約事務について 展覧会用の展示作品の集荷、陳列、返却等の業務について、予算の裏付けのない翌年度に実施予定の業務を、当年度に実施する業務と一括して入札及び契約を行っていた事例が認められた。 今後は、会計年度独立の原則を遵守するとともに、関係法令に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> |
| 健康福祉部 | 中和福祉事務所 | 平成30年 4月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|---------|---------------|------------|--|
| | 吉野福祉事務所 | 平成30年3月20日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 心身障害者福祉センター | 平成30年4月26日 | 同 上 |
| | 筒井寮 | 平成30年4月9日 | 同 上 |
| | 登美学園 | 平成30年4月26日 | 同 上 |
| こども・女性局 | 女性センター | 平成30年3月20日 | 同 上 |
| | 高田こども家庭相談センター | 平成30年4月16日 | <p>収入証紙収納簿の記載誤りについて 証明書交付手数料に係る証紙収納簿の収納月日は、証紙消印日を記載するよう定められているが、証明書交付日を記載していた。収納月日の記載誤りにより、証紙特別会計から一般会計の歳入科目への振替額である決算額にも影響している。 今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> |
| 医療政策部 | 中和保健所 | 平成30年4月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| くらし創造部 | 樅原公苑 | 平成30年3月22日 | <p>県有財産の使用料にかかる条例の適用誤りによる過徴収等について 公衆電話ボックス及び電柱に係る県有地の使用料について、平成20年度以降において使用料の額や徴収の根拠となる条例の適用誤りによる過徴収とともに、電柱に係る県有地の使用料について、平成24年度以降の徴収漏れの事例が認められた。 また、平成29年4月1日からは、電柱に係る県有地について占用許可の更新が行われていないのに、使用が行われていた事例が認められた。 今後は、奈良県立都市公園条例に基づき適正に使用料を徴収するとともに、占用許可を行う場合は都市公園法に基づき適時に行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>前渡資金の目的外使用について 公共料金の資金前渡による支払において、電話代の口座振替日を誤認して適時に電話代の料金に係る前渡資金の交付を受けなかつたため資金不足となつたことから、他の経費である電気代に係る前渡資金で一時的に支払をしていた事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|----------|--------------|--------------------|--|
| | | | <p>委託業務完了前の支払について 業務委託について、業務が完了する前に委託料の全額を支払っていた事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> |
| 産業・雇用振興部 | 奈良しごと i センター | 平成 30 年 4月 9 日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 産業会館 | 平成 30 年 3月 20 日 | 同 上 |
| 農林部 | 中央卸売市場 | 平成 30 年 4月 26 日 | 同 上 |
| | 家畜保健衛生所 | 平成 30 年 4月 9 日 | 同 上 |
| まちづくり推進局 | 馬見丘陵公園館 | 平成 30 年 4月 16 日 | <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後に支出している事例が認められた。自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託において、業務の完了後及び業務着手後大幅に遅延して契約書を作成していた事例が多数認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-------|-----------|----------------|--|
| | 県営住宅管理事務所 | 平成30年 4月18日 | <p>前渡資金の交付の遅れについて 公共料金の資金前渡による支払について、平成28年度の電話代に係る前渡資金の残高確認を怠り、適時に平成28年度不足分の交付を受けずに資金不足となつたことから、平成29年度上期分の電話代に係る前渡資金で一時的に支払をしていた事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>自動車の使用承認及び使用報告の確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているのに、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかつた。今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> |
| 教育委員会 | 社会教育センター | 平成30年 8月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 大和中央高等学校 | 平成30年 4月26日 | 同 上 |
| | 添上高等学校 | 平成30年 4月18日 | <p>住居手当の認定の誤りについて 住居手当の支給について、事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認められた。 今後は、住居手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>手話通訳派遣料の誤払について P T A総会に係る手話通訳派遣料について、誤って県の予算から支出していた事例が認められた。 今後は、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|----------|----------------|---|
| | 桜井高等学校 | 平成30年 4月23日 | <p>通勤手当の認定の誤りについて 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため2件の過払が認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> |
| | 五條高等学校 | 平成30年 4月13日 | <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて 郵便切手等交付簿について、かい長の確認及び検印が全く行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収漏れについて 行政財産の目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等については、実費相当額を使用者から徴収することとされているのに、その取扱いについて使用許可書に記載せず、徴収していない事例が認められた。 光熱水費等の徴収について、関係通知等に基づき、使用許可書に明記するとともに、事務の適正な執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> |
| | 御所実業高等学校 | 平成30年 4月13日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 生駒高等学校 | 平成30年 4月18日 | <p>収入証紙貼付け委託受付簿に記録していなかったことについて 生駒高等学校は、申請者から収入証紙に係る貼付けを受託していたが、収入証紙貼付け委託受付簿に必要事項を全く記録していなかった。 今後は、奈良県収入証紙条例施行規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について 役務費の資金前渡について、資金前渡職員が精算をすべき期間内に精算を行っておらず、また、所属長が精算を完了していない資金前渡職員に対し、資金前渡を重ねて行っている事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> |
| | 大宇陀高等学校 | 平成30年 4月23日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|-----|----------|----------------|---|
| | 榛生昇陽高等学校 | 平成30年 4月23日 | <p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、業務委託において、業務完了後、大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。また、これに係る支出負担行為が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> |
| | 盲学校 | 平成30年 4月9日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> |
| | ろう学校 | 平成30年 4月9日 | <p>予算の不適切な執行管理について 日々雇用職員の労働保険料について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目である賃金から一旦支出し、令達後に正当な科目である共済費に更正していた事例が認められた。</p> <p>今後は、予算及び事務の執行管理を適切に行うとともに、予算規則に基づき適正な事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>通勤手当の認定の誤りについて 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため1件の過払が認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>特別支援学校児童生徒就学奨励費の誤払について 特別支援学校児童生徒就学奨励費における新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、債権者誤りによる誤払が8件認められた。</p> <p>これは担当者による債権者の確認と内部のチェックが不十分であったためである。</p> <p>今後は、このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> |
| | 奈良養護学校 | 平成30年 4月18日 | <p>通勤手当の認定の誤りについて 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため1件の過払が認められた。</p> <p>今後は、一般職の職員の給与に関する条例に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> |

| 部局名 | 所属名 | 実施日 | 監査結果 |
|------|---------|----------------|---|
| | 高等養護学校 | 平成30年 4月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 明日香養護学校 | 平成30年 4月23日 | <p>契約書の作成及び支出負担行為の遅延について 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、工事請負契約について、工事完了後に契約書を作成していた事例が認められた。また、当該契約について、工事完了後に支出負担行為を行っていた。 さらに、請書による契約について、工事完了後に支出負担行為を行っていた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為等の事務の適正な執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> |
| | 西和養護学校 | 平成30年 4月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 大淀養護学校 | 平成30年 4月13日 | 同上 |
| 警察本部 | 奈良西警察署 | 平成30年 2月20日 | <p>公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(過失割合が一定以上のもの等)が認められた。 公用車の使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> |
| | 西和警察署 | 平成30年 2月20日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 香芝警察署 | 平成30年 2月20日 | <p>公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(過失割合が一定以上のもの等)が認められた。 公用車の使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> |
| | 天理警察署 | 平成30年 2月20日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により、技術面からその施工が計画、設計どおり適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

平成30年8月7日

3 監査対象工事

奈良公園室

(仮称) 登大路バスターミナル新築工事

奈良市登大路町 地内

[工事概要]

平成24年に世界に誇れる奈良公園を目指し策定された「奈良公園基本戦略」に基づき、奈良公園周辺の交通渋滞の緩和と奈良公園の魅力向上に資する施設として(仮称)登大路バスターミナルの整備を行うため、(仮称)登大路バスターミナル新築工事を実施

工事内容 : (仮称)登大路バスターミナル新築工事

契約工期 : 平成29年7月3日～平成30年12月28日

契約金額 : (当初) 2,647,728,000円

(変更) 2,655,572,040円

敷地面積 : 8,640.29m²

建築面積 : 3,458.63m²

延べ床面積 : 5,941.59m²

建物規模 : 地上3階、地下1階

構 造 : S構造(一部R C造)

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えていたる団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼し、それぞれ監査を実施した。

2 監査実施状況

(単位：団体)

| 出資団体 | 財政的援助団体 | 指定管理者 | 合計 |
|------|---------|-------|----|
| 5 | 2 | — | 7 |

3 監査の結果

(1)指摘事項等件数

| 指摘事項 | 注意事項 | 意見事項 | 合計 |
|------|------|------|----|
| 0 | 1 | 0 | 1 |

(2)指摘事項等の内容別

注意事項(1件)

| 項目 | 内容 | 件数 | 対象団体 |
|-------|----------------|----|---------|
| 給与・手当 | 通勤手当の認定の誤りについて | 1 | 奈良県道路公社 |

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

| | | | |
|-----|-----------|-------|------------|
| 団体名 | 奈良県土地開発公社 | 実施年月日 | 平成30年8月21日 |
|-----|-----------|-------|------------|

(1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産10,000,000円は、全額県の出資
- イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成29年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、6,757,105,789円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

| 資 产 | | 负 債 及 び 资 本 | |
|----------|----------------|-------------|----------------|
| 科 目 | 金 额 | 科 目 | 金 额 |
| 流動資産 | 11,361,240,330 | 流動負債 | 8,392,816,790 |
| 現金及び預金 | 2,191,557,267 | 未払金 | 1,616,012,965 |
| 事業未収金 | 14,299,671 | 短期借入金 | 6,757,105,789 |
| 代行用地 | 8,387,260,061 | 未払費用 | 17,478,997 |
| 完成土地等 | 661,044,400 | 預り金 | 839,039 |
| 代替地 | 106,815,731 | 前受収益 | 1,380,000 |
| 前払費用 | 263,200 | 固定負債 | 0 |
| 固定資産 | 621,979,349 | | |
| 有形固定資産 | 21,205,528 | 負債合計 | 8,392,816,790 |
| 投資その他の資産 | 600,773,821 | | |
| | | 資本金 | 10,000,000 |
| | | 基本財産 | 10,000,000 |
| | | 準備金 | 3,580,402,889 |
| | | 前期繰越準備金 | 3,661,681,191 |
| | | 当期純損失 | △ 81,278,302 |
| | | | |
| | | 資本合計 | 3,590,402,889 |
| 合 計 | 11,983,219,679 | 合 計 | 11,983,219,679 |

損益計算書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位 : 円)

| 費用 | | 収益 | |
|------------|---------------|-----------|---------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 事業原価 | 2,606,069,038 | 事業収益 | 2,621,218,235 |
| 公有地取得事業原価 | 2,594,090,235 | 公有地取得事業収益 | 2,594,090,235 |
| 土地造成事業原価 | 7,412,175 | 土地造成事業収益 | 4,500,000 |
| 附帯等事業原価 | 4,566,628 | 附帯等事業収益 | 22,628,000 |
| 販売費及び一般管理費 | 102,175,744 | 事業外収益 | 6,989,945 |
| 事業外費用 | 1,241,700 | 受取利息 | 453,349 |
| 消費税 | 1,241,700 | 有価証券利息 | 6,445,414 |
| 特別損失 | 0 | 雑収益 | 91,182 |
| その他の特別損失 | 0 | 特別利益 | 0 |
| 土地評価損 | 0 | その他の特別利益 | 0 |
| | | 当期純損失 | 81,278,302 |
| 合計 | 2,709,486,482 | 合計 | 2,709,486,482 |

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

| | | | |
|-----|---------|-------|------------|
| 団体名 | 奈良県道路公社 | 実施年月日 | 平成30年8月21日 |
|-----|---------|-------|------------|

(1) 団体設立の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本金 36,760,000,000 円は、全額県の出資

イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成 29 年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、14,650,000,000 円

(3) 財務の状況

貸借対照表
平成30年3月31日現在

(単位：円)

| 資 产 | | 负 债 及 び 资 本 | |
|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 科 目 | 金 额 | 科 目 | 金 额 |
| 流動資産 | 1,583,366,814 | 流动负债 | 15,843,164,465 |
| 預金 | 263,360,539 | 未払金 | 1,192,534,753 |
| 未収金 | 1,320,006,275 | 短期借入金 | 14,650,000,000 |
| 固定資産 | 110,433,574,548 | 未払費用 | 227,195 |
| 事業資産 | 110,404,463,174 | 預り金 | 402,517 |
| 道路 | 110,404,463,174 | 固定負債 | 309,933,592 |
| 有形固定資産 | 29,111,374 | 長期借入金 | 309,933,592 |
| 建物 | 44,851,235 | 特別法上の引当金等 | 59,103,843,305 |
| 機械及び装置 | 6,283,325 | 道路事業損失補てん引当金 | 8,185,982,389 |
| 車両及び運搬具 | 3,268,665 | 償還準備金 | 50,917,860,916 |
| 工具・器具及び備品 | 1,092,464 | (負債合計) | 75,256,941,362 |
| △ 有形固定資産減価償却累計額 | △ 26,384,315 | 基本金 | 36,760,000,000 |
| | | 奈良県出資金 | 36,760,000,000 |
| | | (資本合計) | 36,760,000,000 |
| 合 計 | 112,016,941,362 | 合 計 | 112,016,941,362 |

損 益 計 算 書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位 : 円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|--------------|---------------|--------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 業務管理費 | 6,134,365,618 | 業務収入 | 8,740,350,678 |
| 道路管理費 | 1,474,041,858 | 道路料金収入 | 8,738,105,319 |
| 道路料金収入配分費 | 4,660,323,760 | 業務雑収入 | 2,245,359 |
| 一般管理費 | 98,107,127 | 受託業務収入 | 318,701,271 |
| 受託業務損 | 318,701,271 | 業務外収入 | 207,384 |
| 諸減価償却費 | 1,547,272 | 利息収入 | 136,196 |
| 有形固定資産減価償却費 | 1,547,272 | 雑益 | 71,188 |
| 諸引当損 | 2,486,853,852 | | |
| 道路事業損失補てん引当損 | 377,571,114 | | |
| 償還準備金繰入損 | 2,109,282,738 | | |
| 業務外費用 | 19,684,193 | | |
| 支払利息 | 19,573,987 | | |
| 雑損 | 110,206 | | |
| 合 計 | 9,059,259,333 | 合 計 | 9,059,259,333 |

(4) 監査の結果

通勤手当の認定の誤りについて（注意事項）

通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため1件の過払が認められた。

今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に留意されたい。

| | | | |
|-----|-----------------|-------|------------|
| 団体名 | 公益財団法人奈良県人権センター | 実施年月日 | 平成30年8月20日 |
|-----|-----------------|-------|------------|

(1) 団体設立の目的

行政・教育・運動にたずさわる各機関及び団体の有機的連携を図るための施設を提供するとともに、同和問題をはじめとする人権問題について、より一層県民の理解及び協力を得るための普及・啓発活動の促進を図り、もって同和問題の早期完全解決を図ることを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産3,000,000円のうち2,000,000円（約66.7%）を出捐

イ 平成29年度の補助金は、次のとおりである。

| | |
|-----------------------|------------|
| 公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金 | 5,776,000円 |
|-----------------------|------------|

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

| 資 产 | | 负 債 及 び 正 味 财 产 | |
|----------|-------------|-----------------|-------------|
| 科 目 | 金 额 | 科 目 | 金 额 |
| 流動資産 | 716,223 | 流動負債 | 770,287 |
| 現金預金 | 716,223 | 預り金 | 7,301 |
| 未収金 | 0 | 未払金 | 691,986 |
| 固定資産 | 154,601,040 | 未払法人税等 | 71,000 |
| 基本財産 | 3,000,000 | 固定負債 | 100,000 |
| 定期預金 | 3,000,000 | 受入保証金 | 100,000 |
| その他の固定資産 | 151,601,040 | 負債合計 | 870,287 |
| 有形固定資産 | 151,516,506 | 一般正味財産 | 154,446,976 |
| 無形固定資産 | 84,534 | 指定正味財産 | 0 |
| | | 正味財産合計 | 154,446,976 |
| 合 計 | 155,317,263 | 合 計 | 155,317,263 |

正味財産増減計算書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位 : 円)

| 費用 | | 収益 | |
|----------------------------|-------------|-------------|------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 経常費用 | 19,172,293 | 経常収益 | 12,688,238 |
| 事業費 | 45,876 | 事業収益 | 6,911,920 |
| 管理費 | 19,126,417 | 受取補助金等 | 5,776,000 |
| | | 雑収入 | 318 |
| 当期費用合計(a) | 19,172,293 | 当期収益合計(b) | 12,688,238 |
| 当期正味財産増減額 (b) - (a) | △ 6,484,055 | | |

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

| | | | |
|-----|------------------------|-------|------------|
| 団体名 | 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター | 実施年月日 | 平成30年8月21日 |
|-----|------------------------|-------|------------|

(1) 団体設立の目的

奈良県における農業の振興を図るため、農地保有の合理化、農業基盤の充実、農業の担い手の育成・確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産20,000,000円のうち9,000,000円（45.0%）を出捐

イ 平成29年度の補助金は、次のとおりである。

| | |
|------------------------|-------------|
| 農地中間管理機構事業費等補助金 | 43,360,000円 |
| なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業補助金 | 8,520,000円 |
| 担い手シニア育成事業補助金 | 465,000円 |
| 農業人材活用事業補助金 | 10,516,471円 |

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

| 資 产 | | 负 債 及 び 正 味 财 产 | |
|---------|-------------|-----------------|-------------|
| 科 目 | 金 额 | 科 目 | 金 额 |
| 流動資産 | 69,593,511 | 流動負債 | 13,415,541 |
| 現金預金 | 50,415,950 | 未払金 | 12,190,263 |
| 未収金 | 19,036,471 | 預り金 | 1,225,278 |
| 前払金 | 141,090 | 固定負債 | 0 |
| 固定資産 | 59,396,882 | 長期借入金 | 0 |
| 基本財産 | 20,000,000 | | |
| その他固定資産 | 39,396,882 | | |
| | | 負債合計 | 13,415,541 |
| | | 指定正味財産 | 20,000,000 |
| | | 一般正味財産 | 95,574,852 |
| | | 正味財産合計 | 115,574,852 |
| 合 计 | 128,990,393 | 合 计 | 128,990,393 |

正味財産増減計算書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位：円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|--------------------------|--------------|------------|------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 経常費用 | 94,135,370 | 経常収益 | 83,323,897 |
| 事業費 | 87,383,611 | 基本財産運用益 | 12,000 |
| 管理費 | 6,751,759 | 特定資産運用益 | 0 |
| | | 事業収益 | 83,304,937 |
| | | 農地集積・集約化収益 | 67,263,728 |
| 経常外費用 | 0 | 担い手育成・確保収益 | 778,300 |
| | | 農業人材活用収益 | 15,262,909 |
| | | 雑収益 | 6,960 |
| | | 経常外収益 | 0 |
| 当期費用合計(a) | 94,135,370 | 当期収益合計(b) | 83,323,897 |
| 当期一般正味財産増減額 (b) - (a) | △ 10,811,473 | | |

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

| | | | |
|-----|--------------|-------|------------|
| 団体名 | 奈良生駒高速鉄道株式会社 | 実施年月日 | 平成30年8月20日 |
|-----|--------------|-------|------------|

(1) 団体設立の目的

関西文化学術研究都市の整備及び奈良県北部における宅地開発等に伴い発生する鉄道輸送需要の増加に対応し、大阪都心部と関西文化学術研究都市を直結する東西方向の幹線軸を形成するとともに、近鉄奈良線の混雑緩和を図るため、京阪奈新線（生駒～登美ヶ丘間）の整備を進めることを目的として、第三種鉄道事業会社として設立された。

(2) 県の財政的援助等の状況

資本金10,255,000,000円のうち3,076,500,000円（30.0%）を出資

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

（単位：円）

| 資 産 | | 負 債 及 び 純 資 産 | |
|----------|----------------|---------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 131,386,951 | 流動負債 | 4,557,799,307 |
| 現金預金 | 57,227,244 | 一年内返済長期借入金 | 4,439,060,000 |
| その他の流動資産 | 74,159,707 | その他の流動負債 | 118,739,307 |
| 固定資産 | 27,724,256,584 | 固定負債 | 16,624,410,000 |
| 鉄道事業固定資産 | 27,028,438,831 | 長期借入金 | 16,624,410,000 |
| 投資その他の資産 | 695,817,753 | 負債合計 | 21,182,209,307 |
| | | 株主資本 | 6,673,434,228 |
| | | 資本金 | 10,255,000,000 |
| | | 利益剰余金 | △3,581,565,772 |
| | | 純資産合計 | 6,673,434,228 |
| 合 計 | 27,855,643,535 | 合 計 | 27,855,643,535 |

損 益 計 算 書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位 : 円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|---------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 営業費用 | 1,258,816,935 | 営業収益 | 1,911,983,446 |
| 一般管理費 | 143,797,693 | 鉄道線路使用料収入 | 1,887,000,000 |
| 諸税 | 227,795,658 | 運輸雑収 | 24,983,446 |
| 減価償却費 | 887,223,584 | 営業外収益 | 1,163,553 |
| | | 受取利息 | 1,158,234 |
| 営業外費用 | 334,962,911 | その他 | 5,319 |
| 支払利息 | 334,962,911 | 特別利益 | 7,602,000 |
| | | 固定資産受贈益 | 7,602,000 |
| 合 計 (a) | 1,593,779,846 | 合 計 (b) | 1,920,748,999 |
| | | 差引利益額 (b) - (a) | 326,969,153 |
| | | 法人税住民税及び事業税 | 41,802,270 |
| | | 法人税等調整額 | △83,000,000 |
| | | 当期純利益 | 368,166,883 |

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

| | | | |
|-----|-----------------------|-------|------------|
| 団体名 | 第32回国民文化祭奈良県 実行委員会 | 実施年月日 | 平成30年3月22日 |
|-----|-----------------------|-------|------------|

(1) 補助金等を交付した団体の目的

第32回国民文化祭の開催に当たり、広く国民の文化活動への参加意欲を喚起し、新しい文化の創造を促し、併せて地域文化の振興に寄与するため、国民文化祭の準備、運営、実施等に必要な事業を行うことを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

平成28年度の補助金等は、次のとおりである。

| | |
|----------------------|-------------|
| 第32回国民文化祭奈良県実行委員会負担金 | 90,926,232円 |
|----------------------|-------------|

(3) 監査の結果

県が補助を行ったものに係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

| | | | |
|-----|--------------------------|-------|------------|
| 団体名 | 第17回全国障害者芸術・ 文化祭実行委員会 | 実施年月日 | 平成30年3月22日 |
|-----|--------------------------|-------|------------|

(1) 補助金等を交付した団体の目的

第17回全国障害者芸術・文化祭の開催に当たり、全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭の準備、運営、実施等に必要な事業を行うことを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

平成28年度の補助金等は、次のとおりである。

| | |
|-------------------------|-------------|
| 第17回全国障害者芸術・文化祭実行委員会負担金 | 24,918,683円 |
|-------------------------|-------------|

(3) 監査の結果

県が補助を行ったものに係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。